滋 医 政 第 963 号
令和８年(2026 年) ９月 28 日

国立大学法人滋賀医科大学
学長　遠山　育夫　　様

滋賀県知事　　三日月　大造

高度救命救急センターの指定について

滋賀県における三次救急医療体制については、「滋賀県保健医療計画」に基づき整備を行っているところです。

今回、複雑多様化する救命救急のニーズに応え、本県の三次救急医療体制の一層の充実・強化を図るため、令和８年 10 月１日から滋賀医科大学医学部附属病院の救急部門を高度救命救急センターとして指定します。

つきましては、特殊疾病患者等に対する適切な医療の提供について、格別の御尽力をお願いします。